

自然災害復興支援助成制度について(2017年4月改定)

(1) 支援助成の目的

東京土建各支部がとりくむ激甚災害に指定された自然災害被災地での支援活動にかかる費用の一部を助成することで、支援活動の前進をはかるための制度です。

(2) 給付額

年度内(3月～2月)に1支部1回5万円を限度に実費とする。

(3) 給付の単位

支部単位。数支部合同(ブロック単位含む)のとりくみでも各支部に給付します。また、青年部の企画・実施であっても、所属する支部のとりくみとして扱います。

(4) 給付要件

- ① 現地の建設組合、ボランティア団体、社会福祉協議会などの被災者支援を実施している団体と協力したとりくみであること。
- ② 支部の参加人数が組合員5人以上であること。
- ③ 現地への交通費、現地の協力団体との交流会費、催事の材料代などが給付対象となります。
- ④ 申請の際、申請書に次の3つを添付してください。
 - ・支部でのとりくみがわかるものとして、執行委員会の議事録、企画書、チラシなど。
 - ・とりくみ後の報告書、支援活動の写真。
 - ・支出金額がわかる領収書の写し。

(5) 申請期限

実施後1年以内とします

東京土建一般労働組合
厚生文化部